**平成１９年（フ）第８７１号**
大分市生石１丁目４番25号、開始決定時の住所大分市高尾台１丁目７番10号
破産者　鮫島　明博
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成１９年（フ）第８７２号**
大分市中島中央１丁目４番16号、開始決定時の住所大分市高尾台１丁目７番10号
破産者　鮫島　京子
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第７３０号**
大分市大字八幡1080番地の３
破産者　長野　高美
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２２年（フ）第８０４０号**
大阪市北区中津２丁目６番６―301号、住民票上の住所大阪市北区中津３丁目16番16号
破産者　武藤　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
2　一般調査期日　平成23年４月21日午後４時
平成23年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２５２号**
山梨県北杜市須玉町藤田272番地１
破産者　有限会社フカサワクレーン工業
1　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
2　一般調査期日　平成23年５月27日午後２時30分
平成23年２月28日
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０４号**
横浜市青葉区鉄町1212番地　セジュールタケフシ102
破産者　簗田　洋子
1　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
2　一般調査期日　平成23年４月25日午前10時50分
平成23年３月１日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９２４号**
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　10―504、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目26番304号
破産者　上野ひとみ
1　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
2　一般調査期日　平成23年６月１日午前10時
平成23年２月25日
さいたま地方裁判所川越支部

## 債権者集会招集

**平成２２年（フ）第４４号**
愛媛県今治市室屋町５丁目２番41号
破産者　稲本　光広
1　期日　平成23年４月25日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月１日　松山地方裁判所今治支部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２２年（フ）第５号**
熊本県菊池市下河原692番地
破産者　後藤　恵美
異議申述期間　平成23年４月22日まで
平成23年３月１日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２２年（フ）第９号**
大分県日田市中本町５番14号
破産者　五島　文雄
異議申述期間　平成23年５月２日まで
平成23年３月１日　大分地方裁判所日田支部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第４５号**
岡山県倉敷市児島下の町10丁目376番地129
破産者　小林　　緑
免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
平成23年２月28日
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５６４号**
京都市左京区松ケ崎樋ノ上町15番地の１
破産者　谷　　智之
免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
平成23年３月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 特別清算終結

**平成２２年（ヒ）第２１１４号**
東京都文京区目白台１丁目６番６号
清算株式会社　株式会社アイ・ダブリュー
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第２１２２号**
東京都港区南青山１丁目１番１号新青山ビルヂング
清算株式会社　株式会社フューチャーブランド
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２３年（ヒ）第２００５号**
東京都練馬区三原台２丁目18番３―201号
清算株式会社　株式会社和幸産業
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 監督命令

**平成２３年（再）第１号**
岐阜県各務原市前渡東町８丁目264番地
再生債務者　日本地下資源開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市端詰町55番地　オフィスＩ・Ｏ・Ｐ２階　弁護士　毛利　哲朗
3　監督委員の同意を得べき事項（常務に当たるものを除く。）
1　再生債務者が所有する財産（ただし、商品を除く。）に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分
2　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他の一切の処分（ただし、再生債務者による取立てを除く。）
3　財産の譲受け（商品の仕入れを除く。）
4　貸付け（手形割引を含む。）
5　借財（ただし、小切手の振出及び商業手形の裏書譲渡を除く。）及び保証
6　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
7　訴えの提起及び保全、調停、支払督促の申立てその他これに準ずるものとして裁判所が指定するものの申立て並びにこれらの取下げ
8　和解及び仲裁契約
9　会社財産の無償譲渡（ただし、社会的儀礼の範囲のものを除く。）、債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
10　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
11　別除権の目的の受戻し
平成23年２月28日　岐阜地方裁判所

## 再生手続開始

**平成２３年（再）第１４号**
東京都港区芝浦３丁目10番６―1103号
再生債務者　アド甘鉄エージェンシー株式会社
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年５月２日から平成23年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 再生計画認可

**平成２２年（再）第８号**
岐阜県岐阜市水海道２丁目５番３―301号
パピヨンＫＹＯＥＩ
再生債務者　阿知波吉仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年２月25日
名古屋地方裁判所民事第２部